

名古屋都市計画風致地区の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

都市計画八事風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
八事風致地区	約 317ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年 4 月 8 日名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の 造成、木竹の伐採、水面の埋立等の 規制

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路の幅員変更に伴い、適正な土地利用を図るため、用途地域等の変更とともに、八事風致地区の区域を変更するものである。